

定款及び業務規程
一部変更の概要について

〔 第 1、2 号議案補足資料 〕

2021年12月27日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款及び業務規程を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景、変更内容等については、スライド 2 以降にて説明します。
 1. 本機関の事務局組織等に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド 2 ～ 6】
 - 本機関の事務局組織及び理事の定数に関する変更

本機関は、設立段階においては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、業務規程の定めるところにより、事務局に、事務局長及び部等を設置するとともに、各部等の業務分掌を定めている。



2022年4月からは、設立段階からの業務に加えて、エネルギー供給強靱化法（※1）による電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法（※2）の改正により、本機関において、これまでと大きく属性の異なる業務が追加される。また、需給ひっ迫対応に係る各種取組など、電力事業を取り巻く環境変化に対応するため、組織を横断して企画及び立案を進める必要性が高まっている。

※1 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）

※2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）



これらに対応するため、

- 新たな業務に対応するとともに組織を横断した業務の円滑な運営を行うため、新たな組織体制の構築が必要。（※3）
- 新たに設置する再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事の選任に係る規定の変更が必要。（※3）
- 本機関に関する内外の環境変化に対応した各部等の業務分掌の明確化が必要。

※3 第4回 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2021年11月2日）で審議

[変更内容]

(組織及び職員) 招集通知10ページ 別紙2

- 再生可能エネルギー電気特措法改正に伴い、2022年4月から本機関に新たに追加される業務（供給促進交付金・調整交付金・系統設置交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札）及び国際関係業務に対応するための組織として、「再生可能エネルギー・国際部」を置く旨規定
- 本機関の業務に関する総合調整、組織を横断した基本的な企画・立案を行う組織として、「政策調整室」を置く旨規定

(組織の業務分掌) 招集通知10ページ 別紙2

- 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」、「政策調整室」の業務分掌を追加
- 本機関に関する内外の環境変化に対応して各部等の業務分掌を明確化した表現に変更

(理事の増員に係る施行期日) 招集通知6ページ 別紙1

- 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」を管掌する理事の選任のため、理事の増員に関する定款改正（※）の施行期日を変更

※ 理事の定数を、「4人以内」から「5人以内」に変更

【定款附則（令和3年4月16日）第1条第2項】<変更>
 【業務規程第2条、第10条、別表2-1】<変更>

招集通知6ページ 別紙1

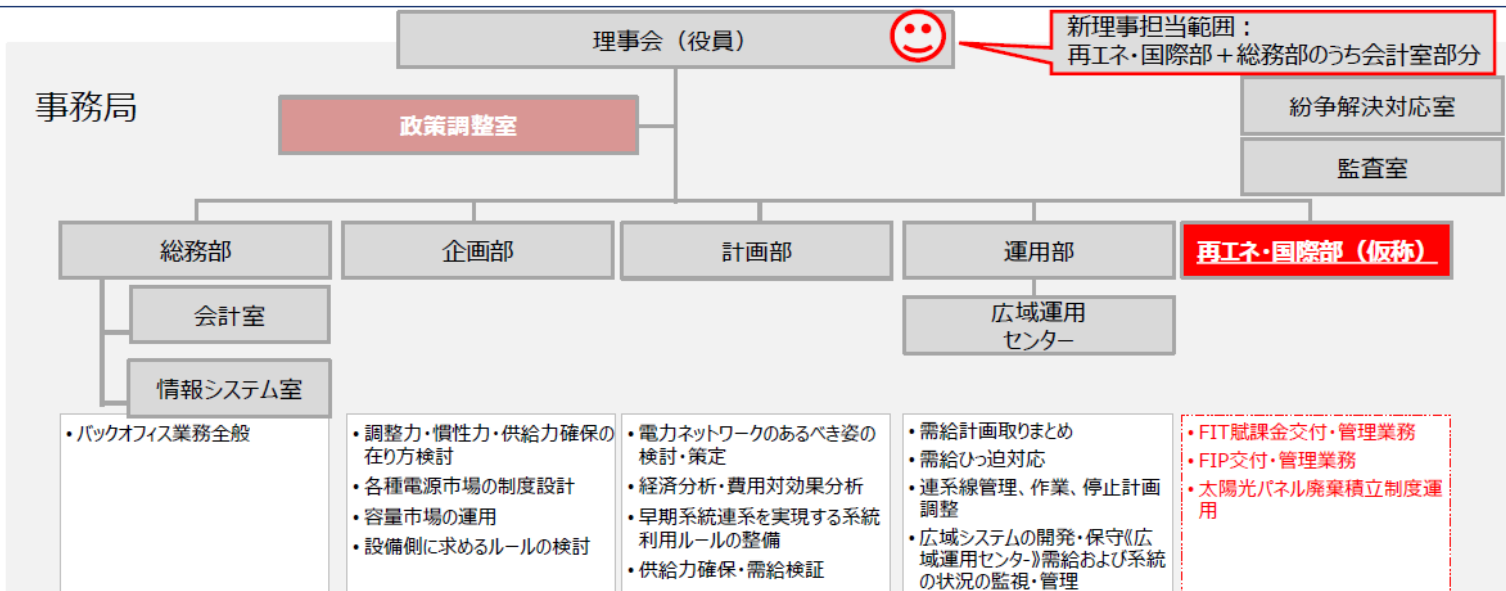
招集通知10ページ 別紙2

アクションプラン進捗②組織運営・ガバナンスの在り方 (再エネ部の設置・担当理事の配置時期について)

招集通知
6ページ
別紙1

- GIOからのFIT業務移管、FIP制度・太陽光パネル廃棄積立制度の運用に向けた体制整備は、特に2022年以降システムの移管や会計部門の準備が大詰めとなる。
- 上記**新業務の移管直前に重要な意思決定を行うことが想定**される場所、新業務実施に係る体制整備のための本年4月の定款等改正について、その施行を予定より早めることで、**2022年2月を目途に関連部門の立ち上げ及び役員の配置を実施**することとしたい。
- なお、アクションプランに基づき、海外組織との連携や情報収集機能を強化するため、本年1月に「**渉外・国際室**」を設置。今後、カーボンニュートラルの実現を見据え、再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、そうした連携や機能の一層の強化が求められることから、**新業務を担う部の新設に伴い、同室の機能を取り込む**こととしたい。

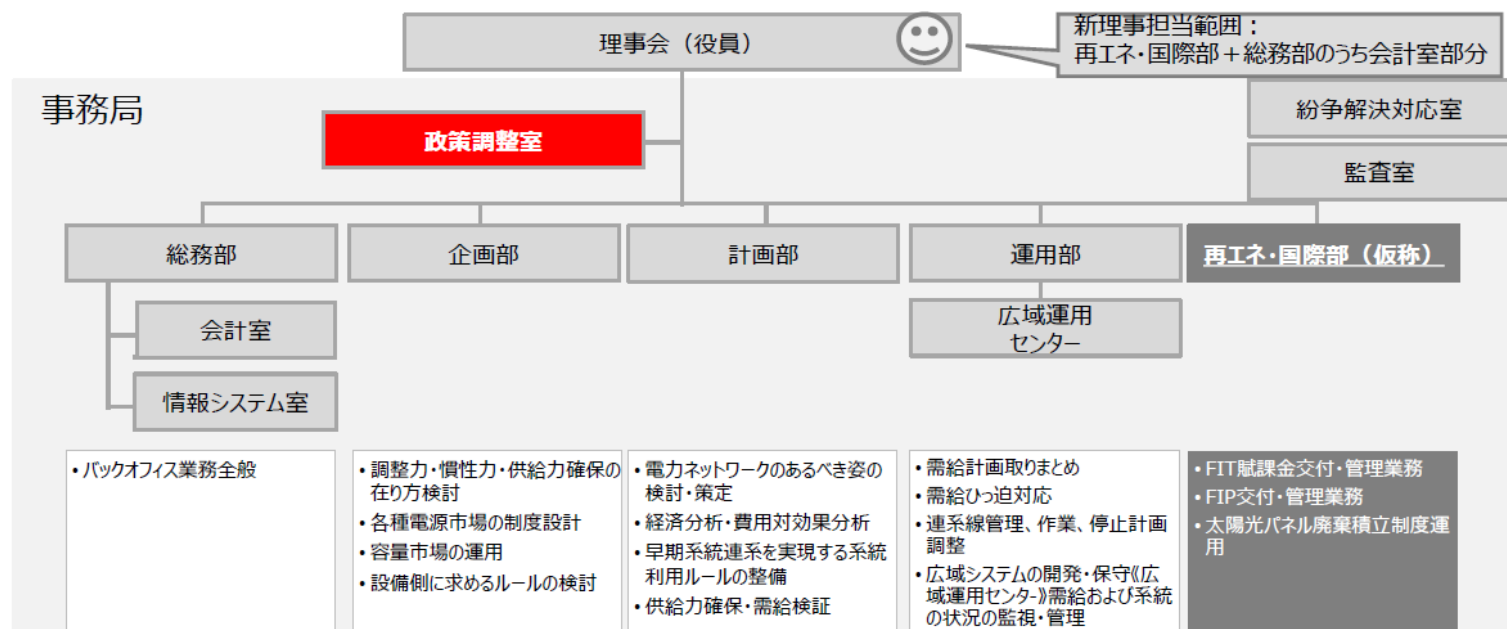
招集通知
10ページ
別紙2

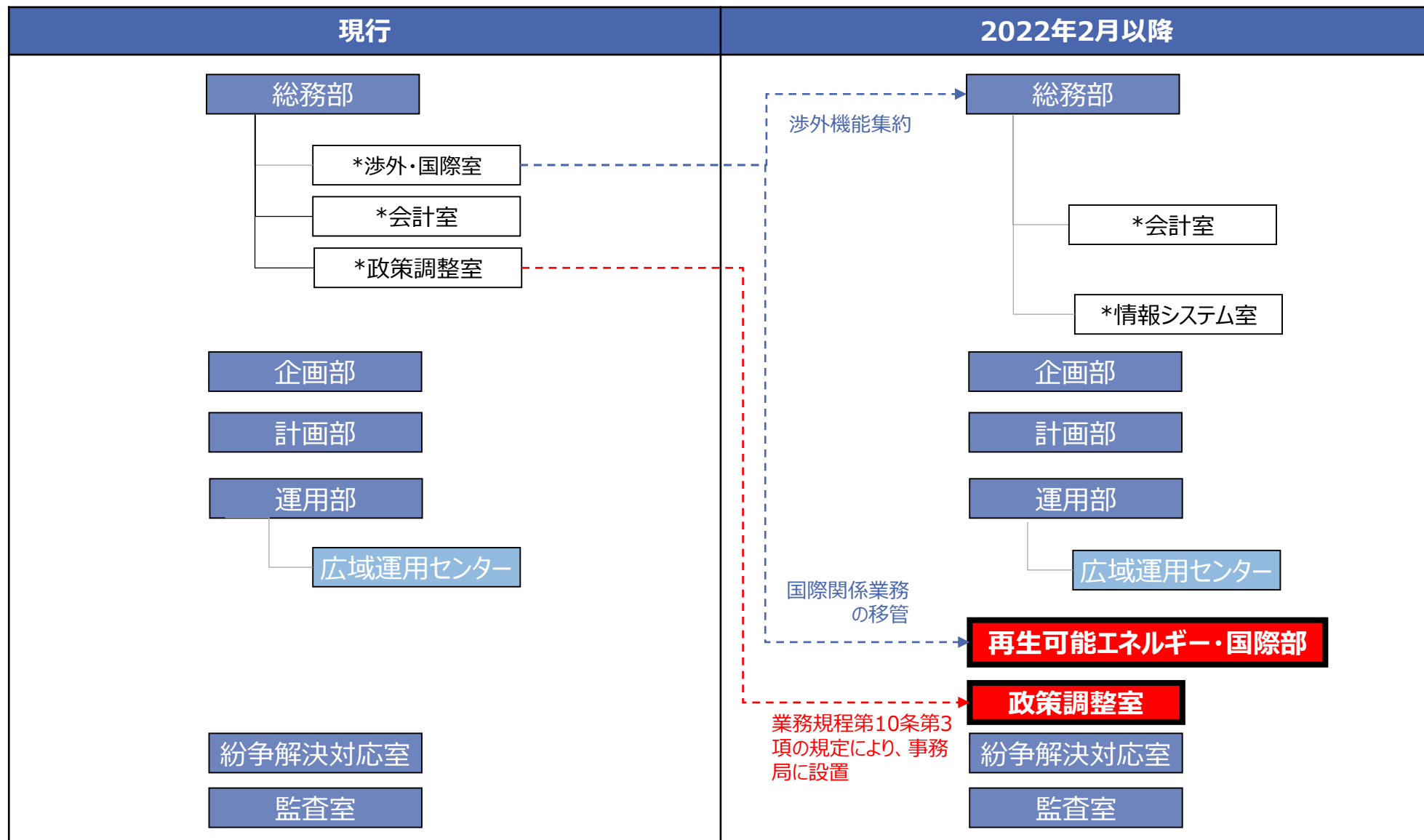


アクションプラン進捗②組織運営・ガバナンスの在り方 (組織運営/政策調整室の設置)

招集通知
10ページ
別紙 2

- 今後、各種制度設計対応や、新規の再エネ関係業務の円滑な対応に加え、高需要期の需給ひっ迫対応に係る取組など、**組織横断的な企画・立案機能**が一層求められる。
- そのため、本年7月に、組織横断的な連携が求められる機会が多い業務に携わる各部の職員を中心に構成する「**政策調整室**」を**総務部に設置**。今後、**事務局直属の組織とする**ことで各部の所掌にとらわれることなく、**機関の企画・立案機能を一層強化**。
- 機関の中期計画も同室が策定。今後、**プロパー職員のキャリアアップの場**としても活用。





*業務規程第10条第5項の規定による部等に設置する室